

和指第1007号  
平成30年3月28日  
(2018年)

各介護老人保健施設  
各介護療養型医療施設  
開設者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

介護老人保健施設及び介護医療院に係る開設許可等審査事務手数料の新設について（お知らせ）

平素は、和歌山市介護保険事業に対しご理解ご協力を賜りありがとうございます。

このことについて、和歌山市手数料条例の一部改正に伴い、平成30年4月1日から介護老人保健施設及び介護医療院に係る開設許可等の申請の際に、審査事務手数料を要することとなります。

当該手数料の内容については、次のとおりとなりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 1. 根拠規定

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年条例第9号）による改正後の和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）第18条の2

### 2. 改正の概要

介護老人保健施設及び介護医療院に係る開設許可等審査事務手数料の新設

#### (1) 介護老人保健施設に係る手数料関係

- |   |            |
|---|------------|
| ア 介護老人保健施設の開設許可申請手数料                          | 1件 63,000円 |
| イ 介護老人保健施設の変更許可申請手数料（建物、施設又は構造設備の変更に係るものに限る。） | 1件 33,000円 |
| ウ 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料                        | 1件 17,000円 |

#### (2) 介護医療院に係る手数料関係

- |  |            |
|--|------------|
| ア 介護医療院の開設許可申請手数料                          | 1件 63,000円 |
| イ 介護医療院の変更許可申請手数料（建物、施設又は構造設備の変更に係るものに限る。） | 1件 33,000円 |
| ウ 介護医療院の開設許可更新申請手数料                        | 1件 17,000円 |

### 3. 施行日

平成30年4月1日

和歌山市 健康局  
保険医療部 指導監査課  
介護事業所指定班  
電話 073-435-1319  
FAX 073-435-1320